

## 県内と畜場に搬入された病畜における残留動物用医薬品の検査状況

○倉橋浩一<sup>1)</sup>、山田修造<sup>2)</sup>、成家沙織<sup>3)</sup>、島田圭悟<sup>1)</sup>、佐藤重紀<sup>1)</sup>

1)県東総食肉衛検 2)県中央食肉衛検 3)県南総食肉衛検

### I. はじめに

本県では、厚生労働省通知「食品中の有害化学物質等の検査結果調査及び畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施について」に基づくモニタリング及び千葉県食品衛生監視指導計画に基づく収去検査により、一般健康畜について残留抗生物質等の検査を実施し、食肉の安全確保を行っている。

今回、動物用医薬品の残留のリスクが高いとされる病畜について、動物用医薬品(抗生物質)の残留状況を調査したので報告する。

### II. 材料及び方法

平成29年6月から平成30年7月までに県内の全と畜場5か所に搬入された病畜1501頭分の筋肉及び腎臓を材料とした。検査方法は、スクリーニング検査(抗生物質:直接ディスク法)を実施した。

なお、スクリーニング検査で陽性となった検体は、抗生物質検査(簡易検査:抽出ディスク法、分別推定法)を実施し、分別推定法で型別可能なものを抗生物質陽性とした。また、当所で定性・定量検査が可能な場合には残留量を求めた。

### III. 成績

検査実施頭数1501頭のうち、スクリーニング検査で腎臓のみ陽性となった個体は35頭(2.3%)、筋肉及び腎臓の両方が陽性となった個体は3頭(0.2%)であり、そのうち、16頭(1.1%)が抗生物質陽性となり、型別の内訳はペニシリン系が12頭、テトラサイクリン系が4頭であった。

また、豚3頭の腎臓からベンジルペニシリンが、とく1頭の筋肉及び腎臓からテトラサイクリン類が基準値を超えて検出された。

### IV. 考察

今回、基準値を超える検出事例が認められると共に、と畜検査申請時における病歴及び投薬歴の申告が徹底されていない事例が散発した。その後の聞き取り調査により、一部の事例において農場内での動物用医薬品使用に関する情報共有不足による誤出荷が原因と判明した。また、使用禁止期間を過ぎていたにも関わらず腎臓において抗生物質陽性となった事例もあった。

今後、関係機関と協力をしながら、農場における動物用医薬品の適正使用とと畜検査申請時の適切な申告を求めていく必要がある。